生活道路(区道)整備事業の補助について

区　長　殿

加賀市 建設部 土木課

生活道路整備事業の補助を受けようとするときは、加賀市 建設部 土木課
道路整備係へ　要望書を提出して下さい。

1　要望書の記載内容
(1) 要望の趣旨又は理由
(2) 要望箇所の位置図　（住宅地図等に朱書きしたもの）
(3) 事業費の概算見積額
(4) その他事業についての説明（事業内容、事業期間等）

2　原則として要望１件につき１箇所として下さい。

3　対象基準
(1)　家屋連担区域内で、町内会（区）が管理している道路で、通常一般の交通の用に供している道路の改良及び舗装工事（農林道、個人管理の道路は除く）
(2)　町内会（区）が管理している道路で、墓地参道の用に供している道路の舗装工事。

4　補 助 率（湖北・金明・橋立の３地区においては補助率 15%上乗せとする）H21 年度より施行

（注）補助金対象基本額はあくまでも上限額であり、単年で補助金がもらえる金額ではありません。工事の規模や金額によっては工事が複数年にまたがる場合があります。

事　業　内　容	補助対象基本額	補　助　率	詳　　細
区道改良舗装	２５０万円	８０％以内	6 戸以上の区域内
〃	２５０万円	７０％以内	2 戸以上の区域内、連絡道路等
墓参道の舗装	２５０万円	７０％以内	
区道舗装修繕	２００万円	７５％以内	
区道災害復旧	３００万円	８５％以内	

5　要望から工事代金の支払いまでの手順

(1) 要望書の提出（区長→市）
(2) 要望書の受付、審査　(市)
(3) 内定連絡　(市→区長)
(4) 交付申請書の提出（区長→市）――――――――――――（市の書式使用）
(5) 交付申請書の審査（市）

(6) 交付決定通知（市→区長）
(7) 工事の契約及び発注（区長→施工業者）
(8) 工事の施工（施工業者）
(9) 工事完了の確認（区長）
(10)工事代金の支払い（区長→施工業者）――――――――――（領収書の受取）

(11)実績報告書、領収書写、請求書の提出(区長→市) ――（市の書式使用）
(12)実績報告書の審査、工事検査（市）
(13)確定通知（市→区長）
(14)補助金の支払い（区長→金融機関→区長）　――――（区長口座に振込）

※ 問合せ先
加賀市 建設部 土木課 道路整備 G　　℡７２－７９３０（直通）